

年金払い退職給付に係る 財政状況(平成28年度末)について

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、毎年、「財政検証」を実施しています。

財政検証では、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を毎年行っています。

平成28年度末の財政検証結果は次のとおりです。

1. 平成28年度末の年金財政状況

(単位：億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	5,686	1,550	4,137
積立金(簿価ベース)	B	5,698	1,588	4,110
剰余または不足 (B-A)		+12	+39	△27

(注) △は不足を表している。

「積立基準額」は平成28年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が1,550億円、地共済が4,137億円、合計で5,686億円となっています。一方、実際の「積立金」の額は簿価ベースで国共済が1,588億円、地共済は4,110億円、合計で5,698億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が39億円の剰余、地共済が27億円の不足、合計12億円の剰余となりました。

なお、現在、地共済で計上されている不足については、将来、制度が成熟することにより発生する剰余等により解消される見通しとなっています。

2. 財政再計算の要否

年金払い退職給付制度では、少なくとも5年に一度財政再計算を実施することとなっており、次回は平成30年度に実施する予定です。

これとは別に、毎年の財政検証時において、国共済と地共済の合計の積み立て不足額が一定の規模を上回る場合、臨時の財政再計算を実施することとなっています。

平成28年度末においては、国共済と地共済を合計すると12億円の「剰余」となっていることから、臨時の財政再計算を実施しないこととなりました。

3. 国共済と地共済の間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

平成28年度末においては、国共済が39億円の「剰余」、地共済が27億円の「不足」の状態であったため、国共済から地共済へ平成30年度中に約5億円が拠出される予定です。



(地方公務員共済組合連合会 提供)

(注) 年金払い退職給付とは、退職等年金給付を示します。

インターネットで将来の年金見込額を閲覧できます!

地共済年金情報Webサイトをご利用いただきますと、ご自身の年金見込額等^(※)の年金個人情報をパソコンで閲覧することができます。是非ご活用ください。

(※)年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。



地共済年金情報Webサイト

検索

24時間365日 利用可能
(サーバーのメンテナンス時を除く。)

当共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会ホームページからもアクセスいただけます。

ご利用申込みの簡単な流れ

地共済年金情報Webサイトにアクセス

ご利用申込み

(基礎年金番号・氏名・生年月日等を入力する)

ユーザーID 通知書受領

ログイン

相談窓口(Webサイト用)

全国市町村職員共済組合連合会
年金部年金企画課

☎ 03-5210-4607

(9時~17時(土・日・祝日を除く))

(注) 年金受給開始年齢に到達されている方は利用できません。